

農地の取得・貸借や転用をする場合は、農地法の許可が必要です

許可を受けない場合 農地の取得・・・所有権移転登記ができません。
農地の貸借・・・無効 貸人と借人の土地トラブルの原因になります
農地転用・・・原状回復命令等罰せられる場合があります

1. 農地を農地として取得または貸借したい場合

農地法第3条 農業委員会に許可申請 営農計画書等の提出

※ 令和5年4月1日から下限面積の要件がなくなりました。

2. 自己所有の農地を農地以外の目的に転用したい場合

農地法第4条 農業委員会に許可申請し、県知事の許可を受ける

3. 他人所有の農地を農地以外の目的に転用し取得・貸借したい場合

農地法第5条 農業委員会に許可申請し、県知事の許可を受ける

いずれの申請も毎月10日まで（休業日の場合は直前日）

時間は、午前8時30分～午後5時15分

申請場所 大月市役所花咲庁舎2階 大月市農業委員会事務局 電話 0554-20-1836

申請は、書類審査、現地調査の上、その月の農業委員会総会で審議されます。

農地法3条は、申請月の月末、4条、5条は申請月の翌月20日前後を目途に許可書が交付されます。

その他詳細は、農業委員会事務局までお問い合わせください。